

令和6年度

相模原市自治会連合会

定期総会資料



と き 令和6年6月16日(日)

午後2時15分

ところ けやき会館2階 大研修室

相模原市自治会連合会



さがみはら
SDGs
パートナー
2023年7月25日発行 しあわせの輪

令和6年度相模原市自治会連合会定期総会

次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議事
 - (1) 令和5年度相模原市自治会連合会事業結果報告（議案第1号）
 - (2) 令和5年度相模原市自治会連合会収支決算報告
及び記念事業基金収支決算報告（議案第2号）
 - (3) 会計監査報告

【退任理事あいさつ】

【役員及び理事紹介】
 - (4) 令和6年度相模原市自治会連合会事業計画（案）（議案第3号）
 - (5) 令和6年度相模原市自治会連合会収支予算（案）
及び記念事業基金収支予算（案）（議案第4号）
- 5 議長解任
- 6 閉会のことば

令和5年度相模原市自治会連合会事業結果報告

1 自治会活動の展開に向けて

(1) 加入促進による自治会組織の強化と活動の推進

高齢者の退会が増加傾向にあることなどから、会員数は微減し、残念ながら加入率は低下傾向となっておりますが、今後も加入促進策や自治会退会者防止策について、引き続き検討・実施してまいります。

(2) 市への政策提案・提言、市との協働による課題解決の推進

令和5年10月に、相模原市全体に係る課題を取りまとめ、「政策要望書」を相模原市へ提出いたしました。また、要望に対しては令和6年3月に市から回答をいただきました。

(3) 自治会活動の負担軽減の推進

市自治会連合会の委員の縮減等による負担軽減を行うとともに、リモート会議等を継続して行うことで活動の負担の軽減を図りました。引き続き、自治会の皆様の負担を軽減できる取組について検討、実施してまいります。

(4) 充実したホームページと的確な情報ツールの有効活用の検討

平成27年度にリニューアルを行ったホームページの運用開始から約8年が経過した本年度は、年間で53,868件と多くの方に閲覧いただきました。

22地区自治会連合会による情報の更新についても積極的に行い、22地区合計で年間194件の記事が掲載されました。

また、令和元年10月よりホームページ上から自治会加入申請できる機能を追加し、令和5年度の申請件数は40件で、加入しやすさに着目しながら特に情報に敏感な若い世代への自治会加入促進に繋げました。

(5) まちづくり会議の主導や行政施策の方向付けを行う各種審議会等への参画

まちづくり会議・区民会議には地区自治会連合会役員等が委員として就任し、自治会が進める安全・安心なまちづくりの課題を必要に応じて提起し、地域づくりへの一定の成果を見ております。

また、相模原市の行政施策の方向付けを行う各種の審議会・協議会についても、理事が委員として就任し、住民生活に直結する事項について、自治会の意向が反映されるよう活動してまいりました。

(6) 4つのホームタウンチームへの支援

ホームタウンチームへの支援について、令和5年度は試合日程のポスター掲示などの支援を行いました。

2 安全・安心なまちづくりに向けて

(1) 青パトを使った防犯・交通安全パトロールの実施と啓発活動の実施

相模原市は「交通事故」発生件数が県内でも非常に多く、令和5年中の市内での交通事故件数は1,992件で、うち自転車に関係する交通事故件数は626件となっております。交通事故件数は、年々減少しているものの、「自転車交通事故多発地域」として指定がされていることから、今後も安全に安心して自転車を利用できるような意識醸成を図ってまいります。

また、各地区・自治会での防犯・安全安心まちづくりキャンペーンやパトロールなどは、防犯協会・交通安全協会などと連携して、地区の実態に合わせた取り組みが行われており、各单位自治会においても、日常的な防犯・交通安全パトロールについても、徐々に広がりを見せています。

(2) 「地域防災計画」の活用や変化する災害に備えた避難所運営等の減災対策の推進

「地域防災計画」を活用し、防災意識の向上への取り組みが行われております。

また、防災・減災対策について会員に対する「自助」「近助」「共助」の理解促進の啓発とともに、地区ごとに課題を整理し減災に向けた組織の見直しや、防災に関する学習会・訓練などが実施されています。

(3) 防犯カメラの設置促進と効果ある運用の研究

令和5年度は、市内の団体で94台の防犯カメラが設置されました。

防犯カメラについては、犯罪抑止効果が実証されており、「相模原市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、子どもや女性子どもや女性が犯罪に巻き込まれやすい危険箇所への設置が進められておりますが、設置場所や関係組織等との調整の煩わしさの解消や、地元の意向に沿った設置ができるよう、引き続き相模原市に要望し協議を進めてまいります。

3 会員の生活支援と環境を守る活動に向けて

(1) SDGsパートナーとして、気候変動をはじめとした地球の環境を守る活動の推進

5月30日の「きれいなまちづくりの日」などの地域清掃については、新型

コロナウィルス感染症の拡大に配慮して、時期の延期等の措置を取って実施し、ごみ集積所については単位自治会による地域の実態に応じた管理等の取組が引き続き行われました。

(2)自治会員専用割引事業の拡充

自治会の魅力を未加入者の方々に伝えながら、若者を取り込む手段として、自治会員専用割引（J i c h i P a s s）の内容充実に積極的に取り組み、令和4年度には新たな協力店の拡大に取り組み、令和5年度版（令和4年度中に作成）では約200の店舗等を自治会員応援店として獲得することができました。また、令和5年度中も継続して店舗の拡大に取り組み、36件の店舗等に新たに協力いただけることとなりました。

(3)米軍基地の返還を実現するための取り組みの促進

米軍基地（キャンプ座間・相模総合補給廠・相模原住宅地区）による交通路の分断・騒音被害などの解消に対し、相模原市米軍基地返還促進等市民協議会の活動に参画することで対策に取り組みました。

(4)様々な高齢者支援をはじめとする会員福祉対策の推進

社会福祉協議会と連携し、単位自治会・地区自治会連合会の実態に対応した高齢者の見守りなどの取り組みが広がっている中で、本会役員と地区社会福祉協議会役員による意見交換会を開催し、引き続き行政や社会福祉協議会などとの連携構築を進めております。

高齢者支援センターとの連携による認知症サポーターの増員、また、地域ケア会議地域づくり部会への参加や民生委員児童委員との連携強化などにより、会員の福祉対策に取り組みました。

(5)子ども会組織の活性化と子どもの居場所づくりの推進

子ども会組織の活性化及び子どもの居場所づくりについては、令和5年度は検討には至らなかったため、引き続き検討すべき事項としました。

(6)青少年健全育成への支援

登下校時の児童の見守り・いじめや児童虐待の防止などの青少年対策は、自治会活動として定着してはおりますが、自治会の地域全体に対する貢献活動として認識しない保護者も見られるなど、地域・学校・行政が一体となって活動の成果として、自治会の存在の理解促進を進めることが課題となっています。

事業結果報告(時系列)

4月7日	4月役員会の開催（出席6名） 理事会提出議案の審議
4月12日	4月理事会の開催（出席22名） <ul style="list-style-type: none"> (1)行政からの依頼事項(11件) (2)その他団体等からの依頼事項(5件) 以上について依頼を受けた。 <ul style="list-style-type: none"> (3)市民若葉まつりについて (4)令和5年度地域活動功労者等感謝状贈呈式について (5)令和5年度相模原市自治会連合会定期総会開催要領について (6)令和5年度相模原市自治会連合会定期総会レセプション開催要領について (7)政策要望について (8)令和5年度相模原市自治会連合会理事視察研修について (9)令和4年度事業結果（案）について (10)令和5年度審議会委員等の推薦について (11)地域活力推進員の雇用について (12)令和5年度部会長・副部会長の選出について (13)コミュニティ形成団体について 以上について審議し承認及び決定した。
5月12日	5月役員会の開催（出席6名） 理事会提出議案の審議
5月17日	5月理事会の開催（出席21名） <ul style="list-style-type: none"> (1)行政からの依頼事項(6件) (2)その他団体等からの依頼事項(3件) 以上について依頼を受けた。 <ul style="list-style-type: none"> (3)相模原市自治会連合会の徽章について (4)令和5年度地域活動功労者等感謝状贈呈式について (5)相模原市自治会連合会規約の一部改正について (6)令和5年度相模原市自治会連合会定期総会資料について 以上について審議し承認及び決定した。

5月31日	6月役員会の開催（出席5名） 理事会提出議案の審議
6月7日	6月理事会の開催（オンライン併用 出席22名） (1)行政からの依頼事項(2件) (2)その他団体等からの依頼事項(5件) 以上について依頼を受けた。 (3)こどもタウンニュースへの掲載について (4)埼玉県三郷市町会長等視察研修の申し出について (5)加入促進リーフレットの翻訳について (6)市連感謝状贈呈式、定期総会、レセプションについて (7)令和5年度市自治会連合会事業計画(詳細版)(案)について (8)令和5年度自治会掲示板の交付について (9)令和5年度自治会加入率及び自治会等活動推進奨励金について (10)令和5年度相模原市自治会連合会視察研修について (11)政策要望について 以上について審議し承認及び決定した。
6月18日	地域活動功労者等感謝状贈呈式 (被顕彰者 個人115名 団体8団体 退任理事5名)
6月18日	令和5年度相模原市自治会連合会定期総会の開催 (出席 理事22名 委員57名) 議題 (1)令和4年度相模原市自治会連合会事業結果報告 (2)令和4年度相模原市自治会連合会収支決算報告 及び記念事業基金収支決算報告 (3)会計監査報告 (4)令和5年度相模原市自治会連合会事業計画(案) (5)令和5年度相模原市自治会連合会収支予算(案) 及び記念事業基金収支予算(案) (6)相模原市自治会連合会規約の一部改正(案) 以上について審議し承認及び決定した。 定期総会后、レセプションを開催した。 会場 けやき会館5階 大樹の間

7月 5日	7月役員会の開催（出席 7名） 理事会提出議案の審議
7月 12日	7月理事会の開催（オンライン併用 出席 22名） (1)行政からの依頼事項(9件) (2)その他団体等からの依頼事項(7件) 以上について依頼を受けた。 (3)市民活動フェスタについて (4)ユニコムプラザさがみはらまちづくりフェスタについて (5)政策要望について (6)市長感謝状について (7)令和5年度相模原市自治会連合会視察研修について (8)令和6年度定期総会等について 以上について審議し承認及び決定した。
8月 2日	8月役員会の開催（出席 7名） 理事会提出議案の審議
8月 9日	8月理事会の開催（オンライン併用 出席 22名） (1)行政からの依頼事項(7件) (2)その他団体等からの依頼事項(9件) 以上について依頼を受けた。 (3)さがみはら市民活動フェスタ 2023 について (4)政策要望について (5)令和5年度自治会掲示板交付申請について (6)令和5年度相模原市自治会連合会理事視察研修について (7)理事活動推進奨励金の銀行振込について 以上について審議し承認及び決定した。
9月 6日	9月役員会の開催（出席 7名） 理事会提出議案の審議
9月 13日	9月理事会の開催（オンライン併用 出席 20名） (1)行政からの依頼事項(7件) (2)その他団体等からの依頼事項(6件) 以上について依頼を受けた

	<p>(3)さがみはら市民活動フェスタ 2023 について</p> <p>(4)ユニコムプラザまちづくりフェスタについて</p> <p>(5)令和 5 年度相模原市自治会連合会理事視察研修について</p> <p>(6)教員の負担軽減について</p> <p>(7)合議制裁判の勉強会について</p> <p>(8)相続登記の義務化について</p> <p>(9)自治会報への有料広告掲載について</p> <p>(10)電柱幕と看板の適正管理について</p> <p>以上について審議し承認及び決定した。</p>
9月25日	理事視察研修会の実施
26日	視察先 佐久市・立科町 参加理事 17名
10月2日	政策要望書の提出(※要望書についてはP18に掲載) 会場 特別応接室 出席者 相模原市 本村市長、榎本市民局長 他 市連 役員5名 要望内容 (1)地域経済の活性化 (2)消防団運営交付金の増額 (3)ごみの大幅な減量化に向けた施策の推進 (4)文化施設を減らさない政策の推進
10月4日	10月役員会の開催 (出席6名) 理事会提出議案の審議
10月11日	10月理事会の開催 (オンライン併用 出席22名) (1)行政からの依頼事項(6件) (2)その他団体等からの依頼事項(5件) 以上について依頼を受けた。 (3)さがみはら市民活動フェスタ2023について (4)賀詞交換会について (5)自治会員応援店の周知および募集について (6)令和6年度市連役員会・理事会その他の日程について (7)市連理事旅費について

	以上について審議し承認及び決定した。
11月1日	自治会報(第82号)発行 加入全世帯(約17万世帯)を対象に配布した。
11月1日	11月役員会の開催(出席7名) 理事会提出議案の審議
11月8日	埼玉県三郷市視察研修受入 場所 教育会館
11月8日	11月理事会の開催(出席21名) (1)その他団体等からの依頼事項(3件) 以上について依頼を受けた。 (2)令和6年度自治会役員名簿等の提出について (3)(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について 以上について審議し承認及び決定した。
12月6日	地区社会福祉協議会との意見交換会 (出席 地区社会福祉協議会役員 6名 市連役員 7名)
12月6日	12月役員会の開催(出席7名) 理事会提出議案の審議
12月13日	12月理事会の開催(オンライン併用 出席21名) (1)行政からの依頼事項(4件) (2)その他団体等からの依頼事項(5件) 以上について依頼を受けた。 (3)リニア中央新幹線神奈川県駅(仮称)の工事現場視察について (4)コミュニティ形成団体について (5)各部会からの報告について 以上について審議し承認及び決定した。
1月5日	相模原市自治会連合会賀詞交換会 場所 市民会館あじさいの間

1月9日	1月役員会の開催（出席7名） 理事会提出議案の審議
1月12日	1月理事会の開催（出席20名） (1)行政からの依頼事項(3件) (2)その他団体等からの依頼事項(1件) 以上について依頼を受けた。 (3)令和5年度廃棄物減量等代表推進員資源リサイクル工場見学会について (4)地域の美化活動に対する支援について (5)コミュニティ形成団体について (6)令和6年度自治会員専用割引について (7)令和6年度能登半島地震の義援金について 以上について審議し承認及び決定した。
2月3日	相模原市自治会活動功労者感謝状(相模原市長感謝状)贈呈 地域活動を積極的に行い、住民福祉の向上と明るいまちづくりに貢献していただいた、74名の方に市長から自治会活動功労者感謝状を贈呈
2月7日	2月役員会の開催（出席7名） 理事会提出議案の審議
2月14日	リニア中央新幹線神奈川県駅(仮称)の工事現場視察(出席19名)
2月14日	2月理事会の開催（出席20名） 場所：橋本公民館 (1)行政からの依頼事項(5件) (2)その他団体等からの依頼事項(4件) 以上について依頼を受けた。 (3)市民・大学交流センター地域情報コーナーの利用申請について (4)令和5年度自治会加入促進キャンペーン実施計画書について (5)非常勤職員の賃金単価の改定について (6)令和6年度相模原市自治会連合会部会構成について (7)令和6年度相模原市自治会連合会事業計画について (8)令和5年度予算執行状況及び予算の削減について

	<p>(9)第51回相模原市民桜まつりへの参加について (10)コミュニティ形成団体について (11)自治会加入世帯数の市への提供内容の追加について (12)自治会員感謝デーの実施に係る地域情報紙への記事掲載について 以上について審議し承認及び決定した。</p>
3月1日	<p>自治会報(第83号)発行 加入全世帯(約17万世帯)を対象に配布した。</p>
3月6日	<p>3月役員会の開催(出席7名) 理事会提出議案の審議</p>
3月13日	<p>3月理事会の開催(出席21名) (1)行政からの依頼事項(4件) (2)その他団体等からの依頼事項(3件) 以上について依頼を受けた。 (3)令和6年度相模原市自治会連合会部会構成について (4)令和6年度相模原市自治会連合会事業計画について (5)令和5年度予算執行状況及び予算の削減について (6)第51回相模原市民桜まつりへの参加について (7)退任理事への贈呈(親睦会)について (8)コミュニティ形成団体について 以上について審議し承認及び決定した。</p>

令和5年度部会等開催結果

【総務部会】

9月4日	第1回部会開催 (1)令和5年度総務部会の構成について (2)総務部会における協議事項について ア 女子美術大学との連携について イ ゴミステーション等の課題について
10月25日	第2回部会開催 (1)ゴミステーション等の課題について ア 前回までの検討経過（報告） イ これまでの議論について
11月20日	第3回部会開催 (1)ゴミステーション等の課題について ア ゴミステーション等の課題に係る質問について協議
3月27日	第4回部会開催 (1)ゴミステーション等の課題について ア 市の担当部署へ質問等を行う

【令和5年度総務部会員】

部会長	森 逸雄	市連理事	(大野中地区)
副部会長	吉田 貴亮	市連理事	(横 山地区)
副部会長	中島 勝平	市連理事	(麻 溝地区)
副部会長	鈴木 泰信	市連理事	(中 央地区)
副部会長	小島 盛生	市連理事	(城 山地区)
副部会長	森久保高弘	市連理事	(相模湖地区)
部会員	新井 信康	市連委員	(大 沢地区)
部会員	角田 栄次	市連委員	(津久井地区)
部会員	郡谷 照雄	市連委員	(清 新地区)
部会員	山田 秀男	市連委員	(田 名地区)
部会員	末吉 良二	市連委員	(上 溝地区)
部会員	中村 洋子	市連委員	(大野南地区)
部会員	吉村 建志	市連委員	(東 林地区)

【広報部会】

<p>8月2日</p>	<p>第1回部会開催 (1)部会員の構成について (2)令和4年度広報部会計画について ア 「自治会報さがみはら」の発行 (3)部会に関する予算について (4)「自治会報さがみはら」について ア 発行回数・発行ページ数について イ 発行スケジュールについて ウ 掲載記事・レイアウトについて エ 各地区への原稿依頼について オ 前年度広報部員からの提案について</p>
<p>9月8日</p>	<p>第2回部会開催 (1)「自治会報さがみはら」について ア レイアウトについて イ 掲載記事について</p>
<p>11月30日</p>	<p>第3回部会開催 (1)「自治会報さがみはら」第83号について ア レイアウトについて イ 掲載記事について ウ スケジュール 【主な結果】 ・自治会報さがみはら第82号、第83号（全会員全戸配布）</p>
<p>【令和5年度広報部会員】</p>	
<p>部会長 副部会長 副部会長 副部会長 副部会長 副部会長 部会員 部会員 部会員 部会員 部会員 部会員 部会員 部会員 部会員</p>	<p>宮野善三郎 熊谷 弘 入谷 利郎 代田 修 篠塚実希子 田村 久司 西ヶ谷 勲 佐々木裕修 岡崎 繁和 阿部 俊夫 林 知治 細谷 剛 鈴木 真司 奥野 智</p> <p>市連理事 市連理事 市連理事 市連理事 市連理事 市連理事 市連委員 市連委員 市連委員 市連委員 市連委員 市連委員 市連委員 市連委員 市連委員</p> <p>(藤野地区) (津久井地区) (小山地区) (田名地区) (相模台地区) (東林地区) (橋本地区) (相模湖地区) (星が丘地区) (光が丘地区) (大野北地区) (大野中地区) (新磯地区) (相武台地区)</p>

【防災安全部会】

9月4日	第1回部会開催 (1)防災安全部会について (2)令和4年度の取組について (3)令和5年度の取組について
10月24日	第2回部会中止
1月29日	第3回部会開催 (1)応急危険度判定士について (2)災害時協力井戸について
2月21日	第4回部会開催 (1)応急危険度判定士について 建築審査課との話し合い

【令和5年度防災安全部会員】

部会長	山口 信郎	市連理事	(大野北地区)
副部会長	佐藤 金男	市連理事	(大 沢地区)
副部会長	丹波 晴道	市連理事	(清 新地区)
副部会長	割柏 秀規	市連理事	(光が丘地区)
副部会長	松嶋 保和	市連理事	(相武台地区)
部会員	林 和博	市連委員	(城 山地区)
部会員	佐藤 裕幸	市連委員	(藤 野地区)
部会員	関口 邦夫	市連委員	(小 山地区)
部会員	大久保秀子	市連委員	(横 山地区)
部会員	館脇 智幸	市連委員	(中 央地区)
部会員	金子 久	市連委員	(麻 溝地区)
部会員	中村 明	市連委員	(相模台地区)

【事務局体制検討部会】

7月20日	第1回部会開催 (1)事務局体制について
-------	--------------------------------

【令和5年度事務局体制検討部会員】

部会長	竹田 幹夫	市連理事	(星が丘地区)
副部会長	安藤 和実	市連理事	(橋本地区)
副部会長	穂苅 健二	市連理事	(新磯地区)
副部会長	大木 恵	市連理事	(大野南地区)
副部会長	小林 充明	市連理事	(上溝地区)

【連絡会】

- (1) 区民会議の議題に対する対応等について
- (2) 区との情報交換について
- (3) 区長との懇談会について
- (4) 各地区イベントに対する地区自治会連合会としての対応について
- (5) 各地区自治会連合会の情報交換について
- (6) 警察署との情報交換について

【令和5年度緑区連絡会員】

- 座長 宮野善三郎 (藤野地区)
会員 安藤 和実 (橋本地区)
会員 森久保高弘 (相模湖地区)
会員 熊谷 弘 (津久井地区)
会員 佐藤 金男 (大沢地区)
会員 小島 盛生 (城山地区)

【令和5年度中央区連絡会員】

- 座長 山口 信郎 (大野北地区)
会員 小林 充明 (上溝地区)
会員 竹田 幹夫 (星が丘地区)
会員 代田 修 (田名地区)
会員 鈴木 泰信 (中央地区)
会員 割柏 秀規 (光が丘地区)
会員 吉田 貴亮 (横山地区)
会員 入谷 利郎 (小山地区)
会員 丹波 晴道 (清新地区)

【令和5年度南区連絡会員】

- 座長 森 逸雄 (大野中地区)
会員 穂苅 健二 (新磯地区)
会員 大木 恵 (大野南地区)
会員 松嶋 保和 (相武台地区)
会員 中島 勝平 (麻溝地区)
会員 田村 久司 (東林地区)
会員 篠塚実希子 (相模台地区)

相模原市自治会連合会では、以下のとおり市の各種審議会等に積極的に参画し、自治会の意向を行政施策等への反映に努めました。

相模原市表彰審査委員会
相模原市経営評価委員会
相模原市米軍基地返還促進等市民協議会
相模原市シティプロモーション推進協議会
銀河連邦サガミハラ共和国
相模原市民まつり実行委員会
相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
相模原市防災会議
相模原市国民保護協議会
相模原市防災市民連絡会議
相模原市市民協働推進審議会
さがみはら地域づくり大学運営委員会
相模原市市民・行政協働運営型市民ファンド「ゆめの芽」助成金交付事業選考審査会
相模原市男女共同参画審議会
相模原市安全・安心まちづくり推進協議会
市民平和のつどい実行委員会
相模原市国際化推進委員会
相模原市地域密着型サービス運営委員会
相模原市地域包括支援センター運営協議会
相模原市地域ケア推進会議
相模原市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会
相模原市認知症高齢者・障害者等徘徊 SOS ネットワーク連絡協議会
相模原市障害者差別解消支援地域協議会
相模原市自殺対策協議会
相模原市社会福祉功労者表彰審査委員会
相模原市地域福祉推進協議会
相模原市社会福祉審議会
相模原市福祉のまちづくり推進協議会
相模原市社会を明るくする運動推進委員会
相模原市民生委員推薦会
相模原市国民健康保険運営協議会
相模原市保健衛生功労者被表彰者選考委員会
相模原市薬物乱用防止連絡会
相模原市地域保健医療審議会
人と動物との共生社会推進懇話会
相模原市青少年問題協議会

相模原市環境審議会
相模原市地球温暖化対策推進会議
さがみはら地球温暖化対策協議会
さがみはら生物多様性ネットワーク
相模原市廃棄物減量等推進審議会
相模原市廃棄物減量等推進審議会公募委員選考委員会
相模原市廃棄物減量等代表推進員
相模原市美化運動推進協議会美化推進委員
相模原市都市計画審議会
相模原市空家等対策協議会
相模原市地域交通活性化協議会
相模原市公共交通整備促進協議会
小田急多摩線延伸促進協議会
相模原市住宅審議会
相模原市下水道事業審議会
相模原市有害鳥獣対策協議会
相模原市緑区区民会議
相模原市中央区区民会議
相模原市南区区民会議
相模原市子どものいじめに関する審議会
公益財団法人相模原市まち・みどり公社
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
公益社団法人相模原市シルバー人材センター
公益財団法人相模原市民文化財団
広報「健康さがみはら」モニター
相模原市公共交通網の整備を促進する会
相模原市令和元年台風第19号災害義援金配分委員会
健康づくりの推進にかかる条例の制定に関する検討委員会

相模原市自治会連合会 令和6年度への政策要望の回答

1 地域経済の活性化について

新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、資材不足と物価高騰、エネルギー値上がり等により、市内の企業や商店への影響が深刻化しています。そこで、市の物品調達や各種契約等について、これまで以上に市内の中小企業や小規模事業者の活用にご配慮いただきますよう要望します。

【回答】

本市が行う工事の発注や物品調達等につきましては、相模原市ががんばる中小企業を応援する条例等に基づき、発注内容に応じて入札参加条件を市内事業者とすることや、適切に分離、分割することなどにより、可能な限り市内事業者の受注の機会の増大に努めているところです。

今後も引き続き、市内事業者への優先発注に努めてまいります。

2 消防団運営交付金の増額

地域防災力の中核として期待される消防団は、消防組織法により市に設置が義務付けられた消防機関であり、消防団員は市の非常勤特別職職員でもあります。同法には、活動に要する費用は市が負担すると規定されていますが、消防後援会費に依存している部分が多いのが実態です。

現在、市から消防団員に支給されている運営交付金は、1人当たり年額3,600円という余りに少ない金額であり、これでは活動に必要な装備も充分揃えられず、士気も下がってしまいます。また、地域からは、自治会加入率が5割を下回る中で、自治会の会員だけが消防後援会費を負担していることへの疑問や、金額の引き下げを求める声も上がっています。地域の理解がなければ、消防団を将来にわたって存続させることはできないと考えています。

市には、こうした消防団の活動に要する費用の実態を直視し、早急に運営交付金の増額を図っていただくよう要望します。

【回答】

消防団員の活動に要する費用につきましては、その階級に対する役務の対価である年額報酬や水火災・地震等の災害への出動、訓練・整備・警戒等への出動に対して支給する出動報酬を市から支給しております。

また、活動に必要な装備品及び被服の購入につきましても、市の責任において対応し、修繕等が発生した場合には市へ申請するよう、消防団に対して周知をし

ているところです。

消防団運営交付金につきましては、会議、訓練、研修、活動上必要な消耗品、備品、施設、車両等の維持管理、消防団員加入促進、消防操法大会出場に係る経費等を使用用途とし、方面隊及び分団単位で86,400円と消防団員一人あたり3,600円を支給しております。

消防団運営交付金における消防団活動に要する費用につきましては、申請時に分団単位で積算した予算書を提出いただき、決算時に使用実績を提出いただくことで把握しております。

今後につきましても、引き続き、運営交付金の適正金額の検討や課題の整理に努め、消防団の意見を伺いながら、必要な見直しに努めてまいります。

3 ごみの大幅な減量化に向けた施策の推進

現在の一般廃棄物最終処分場は、今後嵩上げ整備をしても、令和19年には満杯になると見込まれるため、市では次期最終処分場の整備に向けた取組を進めています。昨年3月、津久井地区と麻溝地区の計4箇所を候補地とする市の審議会の答申が出されました。この答申の本旨は、市内に次期最終処分場に適した場所はなく、対策等を講じても立地の可能性がある場所は4箇所しかないということです。本来は最終処分場にするような場所ではないにも関わらず、選定せざるを得なかったことを重く受け止めるべきです。

また、ごみは誰もが日々の生活の中で出すものであり、次期最終処分場はすべての市民にとって重要な問題ですが、多くの市民は無関心で、候補地となっている麻溝と津久井だけの問題となってしまっています。今後、最終処分場を市内に確保していくのは難しいことを踏まえれば、市民一人ひとりが大幅なごみの減量化に努めることが不可欠です。焼却して最終的に埋め立てするという、現在のごみ処理方法の見直しも検討が必要です。そして、市民に徹底したリサイクル等によるごみの減量化意識が広がっていない現状に鑑み、有料化により意識を変えることも考えなくてはなりません。

次期最終処分場の選定について検討している今は、ごみの減量化を考える良い機会でもあります。市には、この絶好の機会を逃すことなく、ごみの大幅な減量化に向けた施策を、英断をもって推進するよう要望します。

【回答】

次期最終処分場は、全ての市民にとって重要な問題と認識しているため、現地見学会をはじめ、広報さがみはらの特集記事、市ホームページでの施設案内、愛称の募集、FMさがみ「大好き中央区」への出演、公民館出前事業、各種イベントでのパネル展示等、最終処分場の周知に取り組んでおります。今後も、引き続きこれらの取組を実施するとともに、機会を捉え新たな啓発等も検討してまい

ります。

ごみの排出量につきましては、市民の皆様のご協力によるごみの減量化及び資源化に向けた取組により、市民1人1日あたりの家庭ごみの排出量（資源を除く）が、平成29年の494グラムから令和4年度は467グラムまで減少しております。

一方で、家庭から排出されるごみの中には、資源化が可能な紙やプラ製容器包装が約30%含まれており、これらの分別により更なるごみの減量化が可能であるため、更なる4Rの推進により、ごみの減量化及び資源化に向けた意識変革、行動変容を進めていくことが必要であると考えております。

このため、市におきましては自治会加入・未加入を問わず、広く市民の皆様に向けて啓発を行っており、今後も現状の取組を継続するとともに、適宜、効果を見極めながら有効な啓発方法等の検討を行ってまいります。

家庭ごみの有料化につきましては、第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しにおいて、相模原市廃棄物減量等推進審議会からも同様の答申がされており、ごみの減量化・資源化を進め、最終処分場の延命化を図る効果的な施策の一つとして、引き続き調査検討を進めてまいります。

4 文化施設を減らさない政策の推進

文化施設は、子どもから大人まで心豊かに暮らし、このまちに住んでよかったという郷土愛につながる重要な役割を担っていると思います。文化、芸術に触れる機会を増やすことは目には見えなくても、心の成長につながります。

行財政構造改革プラン発表以来、さまざまな文化施設が削減のターゲットになり、古くなった文化施設は廃止すれば良いと簡単に切り捨てる市の施策には、市民が心豊かに生活を楽しむという観点が欠落しているように思います。

子どもたちのためにも市内の文化・芸術施設を減らすことなく守っていただくことを要望します。

【回答】

文化施設は、文化芸術活動を行う場として、また、文化芸術を鑑賞できる場として、多くの市民の皆様にご利用いただいております。心豊かに生活を楽しむための重要な施設であると考えています。

一方で、財政状況の厳しさが増す中において、全ての公共施設をこのまま維持することは難しいことから、行財政構造改革プランに基づき、公共施設の集約化や廃止などをせざるを得ず、一部の文化施設についても対象といたしました。

こうした中であっても、民間も含め、他の施設等を活用した代替機能の確保やアートラボはしもとの後継施設の整備推進、若年層向け体験型文化事業の実施など、市民の皆様が、日々の暮らしの中で文化芸術に触れ、自ら活動できる機会の充実を図れるよう、本市の魅力向上に努めてまいります。

(議案第2号)

令和5年度相模原市自治会連合会収支決算報告

令和5年4月1日～令和6年3月31日

<収入>

(単位:円)

科目名		a予算額	b収入済額	増減(b-a)
項	目			
分担金	地区自治会連合会分担金	4,076,700	3,984,300	△ 92,400
補助金		26,103,000	26,097,010	△ 5,990
	市自治会連合会補助金	26,083,000	26,083,000	0
	防犯灯施設賠償責任保険料補助金	20,000	14,010	△ 5,990
奨励金	自治会等活動推進奨励金	136,104,000	127,197,640	△ 8,906,360
繰越金	前年度剰余金	4,742,438	4,742,438	0
雑収入	その他雑収入	403,862	307,056	△ 96,806
合計		171,430,000	162,328,444	△ 9,101,556

<支出>

科目名			a予算額	b支出済額	増減(a-b)
項	目	細目			
管理費			8,970,000	8,771,952	198,048
	会議費		15,000	17,940	△ 2,940
	理事会		5,000	17,440	△ 12,440
	役員会		5,000	500	4,500
	部会		5,000	0	5,000
	人件費	事務員賃金	3,400,000	3,280,547	119,453
	事務費		5,075,000	4,798,374	276,626
		事務室借料	3,935,000	3,932,544	2,456
		電話使用料	140,000	138,947	1,053
		事務所費	1,000,000	726,883	273,117
	旅費		290,000	414,476	△ 124,476
		理事会等	150,000	326,434	△ 176,434
		部会	140,000	88,042	51,958
	通信費		140,000	106,053	33,947
	渉外費		50,000	154,562	△ 104,562
事業費			162,255,000	153,131,759	9,123,241
	定期総会		235,000	277,732	△ 42,732
		資料印刷製本費	115,000	112,000	3,000
		看板、消耗品費等	120,000	165,732	△ 45,732
	市連感謝状贈呈式		432,000	344,320	87,680
		資料印刷製本費	60,000	64,000	△ 4,000
		賞状筆耕印刷費	185,000	175,500	9,500
		会場借上料	117,000	104,820	12,180
		消耗品費	70,000	0	70,000

科 目 名			a予算額	b支出済額	増減(a-b)
項	目	細目			
事業費	広報発行費		3,701,000	3,731,600	△ 30,600
		印刷費・配送費	3,700,000	3,729,600	△ 29,600
		事務費	1,000	2,000	△ 1,000
	地域情報紙発行費		15,767,000	15,766,160	840
		印刷費・配送費	15,747,000	15,746,160	840
		事務費	20,000	20,000	0
	納付金		60,000	50,000	10,000
		小田急多摩延伸促進協議会負担金	10,000	10,000	0
		さがみはら地球温暖化対策協議会負担金	30,000	30,000	0
		さがみはら生物多様性ネットワーク負担金	10,000	10,000	0
		相模原市児童虐待いじめ防止連絡会会費	10,000	0	10,000
	顕彰費		400,000	377,500	22,500
		地域活動功労者	350,000	325,000	25,000
		退任理事	50,000	52,500	△ 2,500
	自治会等活動助成費		137,260,000	128,350,760	8,909,240
		市連活動推進奨励金	5,280,000	5,280,000	0
		地区連活動推進奨励金 (地区連・自治会長・単位自治会)	129,870,000	120,963,700	8,906,300
		加入促進奨励金	2,110,000	2,107,060	2,940
	活動費		4,400,000	4,233,687	166,313
		加入促進事業	50,000	145,850	△ 95,850
自治会加入促進重点プロジェクト		930,000	798,000	132,000	
情報発信強化事業		900,000	822,000	78,000	
保険料		20,000	14,010	5,990	
研修費等		600,000	553,827	46,173	
厚生事業運営費等		1,900,000	1,900,000	0	
慶弔費	弔慰金等	20,000	10,000	10,000	
繰出金	記念事業基金繰出金	100,000	100,000	0	
予備費		85,000	0	85,000	
合 計		171,430,000	162,013,711	9,416,289	

収入済額162,328,444円 - 支出済額162,013,711円 = 収支差引額314,733円を翌年度に繰り越します。

令和6年3月31日 相模原市自治会連合会

会 長 竹田 幹夫

会 計 徳 野 健二

(議案第2号)

令和5年度相模原市自治会連合会記念事業基金収支決算報告

令和5年4月1日～令和6年3月31日

<収入>

(単位：円)

科目名		a予算額	b収入済額	増減(a-b)
項	目			
繰入金	記念事業基金繰入金	100,000	100,000	0
繰越金	前年度繰越金	947,420	947,420	0
合計		1,047,420	1,047,420	0

<支出>

科目名		a予算額	b支出済額	増減(a-b)
項	目			
事業費	記念事業	0	0	0
合計		0	0	0

収入済額 1,047,420円 - 支出済額 0円 = 収支差引額 1,047,420円を翌年度に繰り越します。

令和6年3月31日 相模原市自治会連合会

会長

竹田 幹夫

会計

穂 苺 健 二

令和6年5月21日

相模原市自治会連合会
会長 竹田 幹夫 殿

相模原市自治会連合会監事

相模原市自治会連合会監事

会計監査報告

次のとおり、報告します。

- 1 監査期日 令和6年5月21日
- 2 監査対象 令和5年度相模原市自治会連合会の予算執行及び
現金出納状況
- 3 監査結果 (1) 適切に執行されていることを認めます。
(2) 現金出納簿、預金通帳、収入命令書及び支出
命令書を審査したところ、適正であることを認
めます。

以上

令和6年度相模原市自治会連合会事業計画(案)

事業理念

本会では、「相模原に住んでみたい」、「相模原に住んで良かった」、「相模原に住み続けたい」と誰もが思い、安全・安心で心豊かに暮らせるまちづくりを目指し、「自治は笑顔と協働から」を合言葉に、活動に取り組んでまいります。

事業方針

本会は、自治会組織の強化と発展を図るため、市政への政策要望とその反映に向けて取り組むとともに、単位自治会・地区自治会連合会・本会が一体となり関係諸団体と連携し、目的や課題を共有し達成できるよう取り組んでまいります。

また、自治会運営の負担軽減に向けた見直しやSDGsの達成につながる取組の継続など、会員が楽しく自治会活動に関われるよう、次の事業に取り組んでまいります。

1 自治会活動の展開に向けて

- (1)各自治会が行う加入促進を支援し、自治会組織の強化と活動を推進します。
- (2)市への政策提案・提言や市との協働を進め、課題解決に取り組めます。
- (3)自治会活動の負担軽減を進めるため、新型コロナウイルス感染症を期に普及したりリモート会議のほか、情報通信技術を活用した取組を検討します。
- (4)充実したホームページと的確な情報ツールの有効活用について検討します。
- (5)まちづくり会議の主導や行政施策の方向付けを行う各種審議会等に参画します。
- (6)4つのホームタウンチームへの支援を行います。

2 安全・安心なまちづくりに向けて

- (1)地域の特性に合わせて、青パトを使った防犯・交通安全パトロールを実施し、市民への啓発活動を行います。
- (2)「地域防災計画」の活用や変化する災害に備えた避難所運営等の減災対策に取り組めます。
- (3)防犯カメラの設置促進と効果ある運用の研究を行います。

(議案第3号)

3 会員の生活支援と環境を守る活動に向けて

- (1) SDGs パートナーとして、気候変動をはじめとした地球の環境を守る自治会活動を推進します。
- (2) 自治会員応援店の更なる拡充等を推進します。
- (3) 米軍基地の返還を実現するための取り組みを促進します。
- (4) 高齢者支援をはじめとする会員の福祉対策を推進します。
- (5) 子ども会組織の活性化と子どもの居場所づくりを推進します。
- (6) 青少年健全育成への支援を行います。

※具体的な取組等は相模原市自治会連合会のホームページで公開します。

令和6年度相模原市自治会連合会年間事業予定表

月	事業予定
4	●役員会（3日）・理事会（10日） ●市民桜まつり（6日・7日）
5	●役員会（1日）・理事会（8日）
6	●役員会（5日）・理事会（16日） ●地域活動功労者受賞感謝状贈呈式（16日） ●定期総会・レセプション（16日）
7	●役員会（3日）・理事会（10日）
8	●役員会（7月31日）・理事会（7日）
9	●役員会（4日）・理事会（11日） ●理事視察研修会（24日）
10	●役員会（2日）・理事会（9日）
11	●「自治会報さがみはら」第84号発行（会員全世帯配布） ●役員会（6日）・理事会（13日） ●自治会加入促進重点キャンペーン
12	●役員会（4日）・理事会（11日）
1	●賀詞交換会（7日） ●役員会（8日）・理事会（15日）
2	●役員会（5日）・理事会（12日）
3	●役員会（5日）・理事会（12日） ●自治会加入促進キャンペーン
通年	年間を通じて ●自治会の加入促進 ●ホームページや地域情報コーナーを活用した情報発信の強化に取り組んでいきます

* 上記のほか、部会・連絡会・自治会加入推進協議会を適宜開催します。

(議案第4号)

令和6年度相模原市自治会連合会収支予算(案)

令和6年4月1日～令和7年3月31日

<収入>

(単位:円)

科目名		a 本年度予算額	b 前年度予算額	増減(a-b)
項	目			
分担金	地区自治会連合会分担金	3,984,000	4,076,700	△ 92,700
補助金		27,160,000	26,103,000	1,057,000
	市自治会連合会補助金	27,140,000	26,083,000	1,057,000
	防犯灯施設賠償責任保険料補助金	20,000	20,000	0
奨励金	自治会等活動推進奨励金	127,136,000	136,104,000	△ 8,968,000
繰越金	前年度剰余金	314,733	4,742,438	△ 4,427,705
雑収入	その他雑収入	300,000	403,862	△ 103,862
合計		158,894,733	171,430,000	△ 12,535,267

<支出>

科目名			a 本年度予算額	b 前年度予算額	増減(a-b)
項	目	細目			
管理費			9,390,000	8,970,000	420,000
	会議費		30,000	15,000	15,000
		理事会	20,000	5,000	15,000
		役員会	5,000	5,000	0
		部会	5,000	5,000	0
	人件費	事務員賃金	3,800,000	3,400,000	400,000
	事務費		4,880,000	5,075,000	△ 195,000
		事務室借料	3,935,000	3,935,000	0
		電話使用料	154,000	140,000	14,000
		事務所費	800,000	1,000,000	△ 200,000
	旅費		420,000	290,000	130,000
		理事会等	280,000	150,000	130,000
		部会	90,000	140,000	△ 50,000
		その他	50,000	0	50,000
	通信費		100,000	140,000	△ 40,000
	渉外費		160,000	50,000	110,000
事業費			147,765,000	162,255,000	△ 14,490,000
	定期総会		282,000	235,000	47,000
		資料印刷製本費	112,000	115,000	△ 3,000
		看板、消耗品費等	170,000	120,000	50,000
	市連感謝状贈呈式		430,000	432,000	△ 2,000
		資料印刷製本費	70,000	60,000	10,000
		賞状筆耕印刷費	180,000	185,000	△ 5,000
		会場借上料	110,000	117,000	△ 7,000
		消耗品費	70,000	70,000	0

科目名			a 本年度予算額	b 前年度予算額	増減(a-b)
項	目	細目			
事業費	広報発行費		1,862,000	3,701,000	△ 1,839,000
		印刷費・配送費	1,860,000	3,700,000	△ 1,840,000
		事務費	2,000	1,000	1,000
	地域情報紙発行費		16,830,000	15,767,000	1,063,000
		印刷費・配送費	16,810,000	15,747,000	1,063,000
		事務費	20,000	20,000	0
	納付金		60,000	60,000	0
		小田急多摩延伸促進協議会負担金	10,000	10,000	0
		さがみはら地球温暖化対策協議会負担金	30,000	30,000	0
		さがみはら生物多様性ネットワーク負担金	10,000	10,000	0
		相模原市児童虐待いじめ防止連絡会会費	10,000	10,000	0
	顕彰費		375,000	400,000	△ 25,000
		地域活動功労者	325,000	350,000	△ 25,000
		退任理事	50,000	50,000	0
	自治会等活動助成費		126,256,000	137,260,000	△ 11,004,000
		市連活動推進奨励金	5,280,000	5,280,000	0
	地区連活動推進奨励金 (地区連・自治会長・単位自治 加入促進奨励金)	120,976,000	129,870,000	△ 8,894,000	
		0	2,110,000	△ 2,110,000	
活動費		1,670,000	4,400,000	△ 2,730,000	
	加入促進事業	150,000	50,000	100,000	
	自治会加入促進重点プロジェクト	1,000,000	930,000	70,000	
	情報発信強化事業	300,000	900,000	△ 600,000	
	保険料	20,000	20,000	0	
	研修費等	200,000	600,000	△ 400,000	
	厚生事業運営費等	0	1,900,000	△ 1,900,000	
慶弔費	弔慰金等	20,000	20,000	0	
繰出金	記念事業基金繰出金	100,000	100,000	0	
予備費		1,619,733	85,000	1,534,733	
合計		158,894,733	171,430,000	△ 12,535,267	

(議案第4号)

令和6年度相模原市自治会連合会記念事業基金収支予算(案)

令和6年4月1日～令和7年3月31日

<収入>

(単位:円)

科目名		a 本年度予算額	b 前年度予算額	増減(a-b)
項	目			
繰入金	記念事業基金繰入金	100,000	100,000	0
繰越金	前年度繰越金	1,047,420	947,420	100,000
合計		1,147,420	1,047,420	100,000

<支出>

科目名		a 本年度予算額	b 前年度予算額	増減(a-b)
項	目			
事業費	記念事業	0	0	0
合計		0	0	0

令和6年度 相模原市自治会連合会役員・理事

役 職	氏 名	地 区
会 長	竹 田 幹 夫	星が丘地区自治会連合会会長
副会長	森 逸 雄	大野中地区自治会連合会会長
副会長	山 口 信 郎	大野北地区自治会連合会会長
副会長	宮 野 善三郎	藤野地区自治会連合会会長
会 計	大 木 恵	大野南地区自治会連合会会長
監 事	小 林 充 明	上溝地区自治会連合会会長
監 事	安 藤 和 実	橋本地区自治会連合会会長
理 事	割 柏 秀 規	光が丘地区自治会連合会会長
理 事	吉 田 貴 亮	横山地区自治会連合会会長
理 事	中 島 勝 平	麻溝地区自治会連合会会長
理 事	熊 谷 弘	津久井地区自治会連合会会長
理 事	佐 藤 金 男	大沢地区自治会連合会会長
理 事	丹 波 晴 道	清新地区自治会連合会会長
理 事	篠 塚 実希子	相模台地区自治会連合会会長
理 事	代 田 修	田名地区自治会連合会会長
理 事	鈴 木 泰 信	中央地区自治会連合会会長
理 事	入 谷 利 郎	小山地区自治会連合会会長
理 事	森久保 高 弘	相模湖地区自治会連合会会長
理 事	小 島 盛 生	城山地区自治会連合会会長
理 事	田 村 久 司	東林地区自治会連合会会長
理 事	松 嶋 保 和	相武台地区自治会連合会会長
理 事	鈴 木 真 司	新磯地区自治会連合会会長

令和6年度 相模原市自治会連合会委員名簿

No.	地区		氏名
1	橋本	1	西ヶ谷 勲
2	//	2	高嶋 俊政
3	//	3	浜滝 健司
4	//	4	野崎 末治
5	大沢	1	新井 信康
6	//	2	鈴木 勉
7	城山	1	林 和博
8	//	2	中野 秀人
9	//	3	西川 正行
10	津久井	1	秋本 敏明
11	//	2	関戸 仁
12	//	3	角田 栄次
13	相模湖	1	佐々木 裕修
14	//	2	竹上 豊二
15	藤野	1	佐藤 裕幸
16	//	2	杉本 育男
17	小山	1	関口 邦夫
18	//	2	常盤 久男
19	//	3	丸山 和加恵
20	清新	1	郡谷 照雄
21	//	2	早川 久子
22	//	3	霧生 公一
23	横山	1	大久保 秀子
24	//	2	坂元 俊美
25	中央	1	浦上 裕史
26	//	2	角田 実
27	//	3	館脇 智幸
28	星が丘	1	坂本 洋三
29	//	2	立山 均
30	光が丘	1	阿部 俊夫

No.	地区		氏名
31	光が丘	2	鈴木 勝雄
32	//	3	南 雄二
33	大野北	1	林 知治
34	//	2	岡本 誠
35	//	3	田中 邦一
36	//	4	宮崎 忠三
37	田名	1	中嶋 祥江
38	//	2	花房 博文
39	//	3	大谷 伊和夫
40	上溝	1	鈴木 勢津子
41	//	2	門倉 一雄
42	//	3	畠山 丈正
43	大野中	1	川島 光子
44	//	2	細谷 剛
45	//	3	玉利 博
46	//	4	新國 満
47	//	5	萩生田 秀利
48	大野南	1	金澤 秀信
49	//	2	中村 洋子
50	//	3	瀬戸 量平
51	//	4	大村 重雄
52	//	5	土山 美保
53	麻溝	1	伊藤 信裕
54	//	2	内田 英樹
55	新磯	1	野崎 雅利
56	//	2	建川 一茂
57	相模台	1	中村 明
58	//	2	枅田 貞明
59	//	3	前田 誠一
60	//	4	古川 正修

No.	地区		氏名
61	相武台	1	鳴 島 昇
62	//	2	奥 野 智
63	//	3	長 堀 直 美
64	東 林	1	吉 村 建 志
65	//	2	根 岸 秀 生
66	//	3	齋 藤 良 幸

相模原市自治会連合会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、相模原市自治会連合会（以下「本会」という。）といい、事務所を相模原市中央区富士見6丁目6番23号けやき会館内に置く。

(組織)

第2条 本会は、相模原市内の地域住民の自治組織である自治会及び当該自治会が一定の地域で組織する地区自治会連合会（以下「自治会」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、自治会相互の緊密な連携を図り、住民福祉の向上と自治会の円滑な運営を促進し、良好な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住民の福祉向上に関すること。
- (2) 自治会の運営に対する協力、援助に関すること。
- (3) 自治会に共通する課題についての調査研究に関すること。
- (4) 会員相互の親睦及び連帯意識の高揚に関すること。
- (5) 相模原市その他の団体とのパートナーシップによる連携及び協力に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事業に関すること。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を処理する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員選出)

第7条 会長、副会長、会計、監事は、理事会において、理事の中から互選又は推せんにより選出する。

(任期等)

第8条 会長の任期は1期2年とする。ただし、1期を限度として再任することができる。

2 副会長、会計及び監事の任期は1期2年とする。ただし、同一役職については1期を限度として再任することができる。

3 前2項ただし書きの規定にかかわらず、本会の適切な運営のために役員が同一役職として2期を超えて在任することが必要であると理事会が認める場合には、1期を限度として再任することができる。

4 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事)

第9条 本会に理事を置く。

2 理事は、地区自治会連合会長をもって充てる。

3 理事は、本会の事業の執行、運営の協議にあたる。

(委員)

第10条 本会に委員を置く。

2 委員の定数は、別表のとおりとし、地区自治会連合会が適宜な方法により選出した者をもって充てる。

3 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。また、欠員により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事は、委員を兼ねることができない。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、理事会及び役員会とする。

(総会)

第12条 総会は、委員をもって構成し、次の事項を審議する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画及び予算を決定し、並びに決算を認定すること。

(3) その他理事会が必要と認める事項を決定すること。

(理事会)

第13条 理事会は、理事をもって構成し、次の事項を協議し、執行する。

(1) 総会で決定された事項を処理すること。

(2) 本会の運営上、必要な事項を企画立案すること。

(3) 理事会に委任された事項を処理すること。

(4) 必要と認める規程及び要綱を設け、又は改廃すること。

(役員会)

第14条 役員会は、役員をもって構成し、次の事項を協議する。

(1) 理事会へ提出の議案を立案すること。

(2) 緊急事項を処理すること。

(3) その他会長が必要と認めた事項

(専決処分)

第15条 前3条の各会議に規定する事項等で緊急を要するものは、会長はこれを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分した事項については、次の総会又は理事会若しくは役員会において報告し、その承認を求めなければならない。

(総会の招集等)

第16条 定期総会は、毎年1回年度初めに開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は委員の3分の1以上より請求があったときに、会長が招集する。

3 総会の議長は、委員の互選により選出する。

(理事会の招集等)

第17条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(役員会の招集等)

第18条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(会議の成立等)

第19条 会議はすべて構成員の2分の1以上の出席（出席者への委任を行った者若しくはあらかじめ通知された事項について書面をもって表決した者の数を出席者に加えるものとする。）がなければ開くことはできない。

2 議事は、出席者の過半数の同意によって決定し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(部会)

第20条 本会に、次の部会を設ける。

名称	調査研究事項等
総務部会	本会及び自治会の組織、運営等に関すること。
広報部会	本会の活動等の広報及び公聴に関すること。
防災安全部会	本会及び自治会の防犯、防災及び交通等に関すること。

2 前項に掲げる部会のほか、理事会が必要があると認めたときは、特別部会を設けることができる。

3 各部会は、理事及び委員をもって組織する。

4 部会に属する理事は、理事会の同意を得て会長が委嘱するものとし、部会に属する委員は、地区自治会連合会において適宜な方法により選出されたもの1人を会長が委嘱する

ものとする。

- 5 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する理事が互選する。
- 6 部会長は、部会の会務を総括し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 部会長は、部会において調査研究した事項等を理事会に報告しなければならない。
- 8 会長は、部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(連絡会)

第21条 本会に、次の連絡会を置く。

- (1) 緑区連絡会
- (2) 中央区連絡会
- (3) 南区連絡会

- 2 各連絡会は、その区に属する理事をもって構成する。
- 3 連絡会には、座長が必要と認めた場合は、他の区に属する理事が出席できるものとする。
- 4 連絡会の座長は、副会長をもって充て、会を代表する。
- 5 座長の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 6 連絡会の結果は理事会に報告するものとし、決議事項は理事会の承認を得ることにより、その効力を発するものとする。

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

- 2 事務局には、会の事業及び運営を効率的に行うため、会長を除く役員の中から事務局長を置く。

(経費)

第23条 本会の経費は、会費、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は理事会で定める。

附 則

この規約は、昭和44年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、昭和46年6月19日から施行し、昭和45年11月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和47年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年6月13日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。ただし、第8条第1項の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成2年6月16日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成16年6月12日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、別表（第10条関係）の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月5日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成26年6月7日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成27年6月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和2年6月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

地区自治会連合会加入世帯数	委員定数（人）		
	均等割	世帯割	合計
5,000世帯未満	1	1	2
5,000世帯以上10,000世帯未満	1	2	3
10,000世帯以上15,000世帯未満	1	3	4
15,000世帯以上	1	4	5